

奈良工業高等専門学校グローバル教育センター運営委員会規程

平成28年12月6日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校にグローバル教育センター規程（以下「センター規程」という。）第7条に基づき、グローバル教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、グローバル教育センター（以下「センター」という。）の管理・運営に必要な事項及び校長が必要に応じて諮問する事項について審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 国際的な連携協力に関すること
- 二 国際的な学術交流に関すること
- 三 外国人研究者（本校が雇用する者を除く）・短期留学生の受入・支援に関すること
- 四 国際教育の充実促進に関すること
- 五 グローバルエンジニア養成プログラムの運用に関すること
- 六 学生の国際交流に関すること
- 七 正規留学生の受入に関すること
- 八 正規留学生の教育指導に関すること
- 九 正規留学生の生活指導に関すること
- 十 その他本校におけるグローバル教育の推進に必要なこと

(組織)

第4条 委員会は、センター規程第5条の組織をもって充てる。ただし、校長は委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会)

第5条 委員長は、センター長をもって充て、委員会を招集してその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。